

令和2年5月11日  
生食発0511第1号  
2食産第683号

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)  
農林水産省食料産業局長  
(公印省略)  
農林水産省消費・安全局長  
(公印省略)

農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程の改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)について、台湾向け輸出食肉製品の取扱い(TW-A3)に係る要綱を新たに定めたことにより別紙を追加したほか、その他の別表、別添及び別紙についても所要の改正を行いましたので、下記について御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 台湾向け輸出食肉製品に関する施設認定及び証明書発行等について、別紙

TW-A3 を定めたこと。なお、台湾向け輸出食肉製品に添付する食肉衛生証明書の様式については、台湾との協議が終了次第、別途通知を行う。

2 手続規程の別表及び別添に下記の変更を行ったこと。

変更箇所	変更内容
別表 1 台湾 適合施設の認定（法第 17 条第 1 項）	以下を追加 食肉製品（別紙 TW-A3、ZZ-A1）（厚）
別表 1 ニュージーランド 輸出証明書の発行（法第 15 条第 1 項）	以下の修正 （旧）二枚貝（別紙 NG-S1）（農） （新）二枚貝（別紙 NZ-S1）（農）
別表 1 ベトナム 輸出証明書の発行（法第 15 条第 1 項）	以下の修正 （旧）水産食品（別紙 ZZ-S1）（厚） （新）水産食品（別紙 VN-S1）（厚）
別表 1 複数国向け 適合施設の認定（法第 17 条第 1 項）	食肉製品（ZZ-A1）（厚）を削除
別表 1 複数国向け 輸出証明書の発行（法第 15 条第 1 項）	政府間の取り決めによらない輸出食品（ZZ-04）（厚）を追記
別表 2 タイ 適合施設の認定（法第 17 条第 2 項）	以下の修正 （旧）青果物（別紙 TH-P1）（農） （新）青果物（別紙 TH-P2）（農）
別表 2 台湾 輸出証明書の発行（法第 15 条第 2 項）	以下を追加 食肉製品（別紙 TW-A3）（厚）
別表 2 ニュージーランド 輸出証明書の発行（法第 15 条第 2 項）	以下の修正 （旧）二枚貝（別紙 NG-S1）（厚） （新）二枚貝（別紙 NZ-S1）（厚）
別添 登録認定機関の登録等に関する手続	第 7（1）アに以下を追記 「また、認定したときは、当該認定等に係る施設が、法、主務省令、その他国が定める規程等に基づき適切に運営されることを確実にすること。」

3 手続規程の別紙に下記の変更を行ったこと。

変更箇所	変更内容
別紙 US-A1 アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱	・本文及び別紙様式 以下の修正 （旧）対米 （新）米国向け
別紙 US-S1 アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱	・本文 5－3（2） 地方厚生局長が認定事務を行う場合の都道府県等衛生主管部局との連携について追記 ・別添 1 及び別添 4 別添 4 を別添 1 の記

	<p>録の作成、保管等に係る規定として整理 (別添4は削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
<p>別紙 AE-A1 アラブ首長国連邦向け輸出牛肉の取扱要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下を追加 別紙様式1-2 食肉処理場設置者申請様式(※別紙様式1を別紙様式1-1、別紙様式1-2とする。)</li> <li>・本文、別紙様式1-1、2及び4 「申請」等の文言の統一</li> </ul>
<p>別紙 AR-A1 アルゼンチン向け輸出食肉の取扱要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文3(1) 以下の修正 (旧) 米国 (新) アメリカ合衆国</li> </ul>
<p>別紙 IN-S1 インド向け輸出水産食品の取扱要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文4(3) 証明書発行機関リストの掲載場所を農林水産省ホームページに修正</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
<p>別紙 ID-S1 インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要の修正</li> </ul>
<p>別紙 UA-S1 ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文3(輸出手続の概要) 削除</li> <li>・本文3(施設の認定手続等) 認定施設の要件を修正</li> <li>・本文3(施設の認定手続等) 施設認定申請について、重複する記載を削除</li> <li>・本文3(施設の認定手続等) 認定施設の定期確認に係る規定の修正(都道府県等衛生部局による1年に1回以上の認定要件の確認規定の削除)</li> <li>・別添3 輸出入・湾港関連情報処理システム(NACCS)による衛生証明書発行申請における委任の手続を追記</li> <li>・別紙様式2及び3 文言の統一</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
<p>別紙 EU-A4 英国及び欧州連合向け輸出ゼラチン及びコラーゲンの取扱要綱</p>	<p>別紙様式1 宛先を修正 (旧) 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 (新) 厚生労働大臣</p>
<p>別紙 EU-S1 英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文6-1-1(1) 認定施設リストの掲載場所を農林水産省ホームページに修正</li> <li>・本文6-1-2(2) 地方厚生局長が施設認定をした際には、都道府県等衛生部局に連絡することを追記</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 8 (7) イ 養殖関連の食品事業者への指導は、都道府県等がすることに修正</li> <li>・本文 8 (7) ウ 輸入原料を用いて水産食品を加工等する食品事業者への指導は、都道府県等衛生部局がすることに修正</li> <li>・本文 8 (7) オ モニタリング計画の策定又は変更にかかわる情報を把握した場合、都道府県等から厚生労働省への報告事項を追記</li> <li>・別添 1 第 6 6. ホタテガイ等二枚貝の最終製品の検査について、冷凍品及び加工品に適用除外を追記</li> <li>・別添 4-2 輸出入・湾港関連情報処理システム (NACCS) による衛生証明書発行申請における委任の手続を追記</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
<p>別紙 EU-F1 英国及び欧州連合向け輸出ペットフード等の製造施設の認定要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 1-1 と 1-2 の間の空白ページを削除</li> <li>・別紙 1-2 認定基準 (3) ②ア (キ) (旧) 登録要綱 3 の (2) の (新) 認定要綱 3 の (2) の</li> </ul>
<p>別紙 AU-S1 オーストラリア向け輸出水産食品及び輸出養殖等用飼料の取扱要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 2 文言の追加、修正</li> <li>・本文 3 「サケ科」にアユ科が含まれる旨追記</li> <li>・本文 4 (2) 施設認定申請について、重複する記載を削除</li> <li>・本文 4 都道府県等衛生部局による認定施設の定期確認を削除</li> <li>・本文 5 証明書の発行手続に必要な添付書類、証明書の返却等について、より詳細な記載に修正</li> <li>・別紙様式 2 及び 3 文言の統一</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
<p>別紙 SG-A2 シンガポール向け輸出食肉製品の取扱要綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 3 (3) 以下の修正 (旧) なお、①の認定を受けていない施設にあっては、原則、輸出食肉製品取扱施設認定の申請も同時に行うこと。 (新) なお、①の認定を受けていない施設にあっては、輸出食肉製品取扱施設認定の申請も同時に行うこと。</li> <li>・本文 3 (3) ①</li> </ul>

	<p>以下の修正  (旧) 輸出食肉製品の取扱要綱  (新) 輸出食肉製品の取扱要綱 (シンガポール及び台湾向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本文 4 (3)</li> </ul> <p>以下の修正  (旧) 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課の輸出食肉担当官  (新) 厚生労働省の担当官</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別紙様式 1 提出書類の変更</li> <li>・ 別紙様式 8 誤字の修正</li> <li>・ 別添 1 第 2 の 3  「3 第 2 の 1 及び 2 に掲げる事項の遵守のため、原料の受入、加工、出荷等の各製造段階において、シンガポール向けのものとはシンガポール向けでないものが接触しないよう、作業当日の最初に製造するなどのロット区分を行い、取り扱われていること。また、施設は当該手順を定め文書化すること。」を追加</li> <li>・ 別添 1 第 4 の 1 (2) イ (ケ)  以下の修正  (旧) 施設に出入りする食品及び添付書類の管理  (新) 施設に出入りする食品及び添付書類の管理 (原料食肉がシンガポールの衛生要件を満たしていることを証明する書類の確認を含む)</li> <li>・ 別添 1 第 4 の 1 (2) イ (コ)  「(コ) シンガポール向けとその他の製品の区分管理」の追加</li> </ul>
別紙 TH-A1 タイ向け輸出牛肉の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本文 1  以下の修正  (旧) タイ向け輸出牛肉  (新) タイ向け輸出牛肉 (骨なし肉、骨付き肉及び内臓に限る。以下同じ。)</li> <li>・ 別紙様式 1 を別紙様式 1-1 (と畜場設置者申請書)、1-2 (食肉処理場設置者申請書) とする</li> <li>・ 本文、別紙様式 1-1、1-2、2  及び 5 「申請」等の文言の統一</li> </ul>
別紙 TH-P1 タイ向け輸出青果物の取扱要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本文 1 1 (1) 以下の修正  (旧) 翌月 15 日まで</li> </ul>

綱（国）	<p>(新) 毎月 15 日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・附則 項番号を削除</li> </ul>
別紙 KR-S1 大韓民国向け輸出水産食品の 取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別添 5 冷凍食用鮮魚類頭部の名称を追加</li> <li>・別紙様式 5 衛生証明書様式を追加（改正前の別紙様式 5 を別紙様式 8 に移動）</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
別紙 TW-S1 台湾向け輸出貝類の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 5（6） 証明書発行停止の公表場所を農林水産省ホームページに修正</li> <li>・本文 5（7） 証明書発行件数等の報告様式を別紙様式 13 として規定</li> <li>・本文 8 削除し、7 その他に追記</li> <li>・別添 2 輸出入・湾港関連情報処理システム (NACCS) による衛生証明書発行申請における委任の手続を追記</li> <li>・別紙様式 3 - 1 及び 9 - 1 証明書発行申請書の記載方法等を追記</li> <li>・別紙様式 10 「シール番号」を「封印番号」に修正</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
別紙 CN-S1 中華人民共和国向け輸出水産 食品の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 5（2） 施設認定機関リストの掲載場所を農林水産省ホームページに修正</li> <li>・本文 8（2） 衛生証明書発行機関リストの掲載場所を農林水産省ホームページに修正</li> <li>・別添 3 1.（2） 衛生証明書発行申請書の記載方法等を追記</li> <li>・別添 3 2.（2） 証明書発行時の留意事項を追記</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
別紙 CN-S2 中華人民共和国向け輸出活水 産物の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 5（輸出手続の概要） 削除</li> <li>・本文 5（証明書の発行手続） 証明書発行対象に内水面養殖魚種（内水面漁業振興法に基づく許可又は届出養殖場で生産されるもの）を追記</li> <li>・別添 4 輸出入・湾港関連情報処理システム (NACCS) による衛生証明書発行申請における委任の手続を追記</li> <li>・別紙様式 3 及び 5 証明書発行申請書の記載方法等を追記</li> </ul>
別紙 NG-S1 ナイジェリア向け輸出水産食 品の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要の修正</li> </ul>

別紙 NZ-S1 ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 6 地方厚生局への報告等の内容を修正</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
別紙 PH-A1 フィリピン向け輸出牛肉の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙様式 2 他の要綱との間での文言の統一</li> </ul>
別紙 BR-A1 ブラジル向け輸出牛肉の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 1 以下の修正 (旧) ブラジル向けに輸出される食肉 (新) ブラジル向けに輸出される牛肉</li> <li>・別紙様式 1 宛先を修正 (旧) 都道府県知事・保健所設置市長 (新) 厚生労働大臣</li> </ul>
別紙 BR-S1 ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 4（3） 地方厚生局における証明書発行番号の管理方法を追記</li> <li>・本文 4（5） 証明書発行停止の公表場所を農林水産省ホームページに修正</li> <li>・別表 地方厚生局の住所及び電話番号の修正</li> <li>・別添 5 4. 官能検査の検証において、官能検査の実施者を登録検査機関から証明書発行機関に修正</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
別紙 BR-S2 ブラジル向け輸出水産食品（動物衛生）の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別添 2 官能検査の運用の要件を緩和（3年以上の輸出実績があり、問題がなければ、官能検査の検証を3年間に1回以上とする）</li> <li>・別添 3 輸出入・湾港関連情報処理システム（NACCS）による衛生証明書発行申請における委任の手続を追記</li> </ul>
別紙 VN-A1 ベトナム向け輸出食鳥肉の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙様式 2 及び 4 他の要綱との間での文言の統一</li> </ul>
別紙 VN-A2 ベトナム向け輸出食肉の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙様式 3 及び 5 他の要綱との間での文言の統一</li> </ul>
別紙 VN-S1 ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 5（6） 認定施設の定期確認の修正（都道府県等衛生部局による1年に1回以上の認定要件の確認規定の削除）</li> <li>・本文 8（1） 証明書発行機関リストの掲載場所を農林水産省ホームページに修正</li> <li>・別紙様式 1 施設認定申請書の記載事項に法人番号を追記</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙様式2 4. 具体的な記載事項を追記</li> <li>・別紙様式8 2. 官能検査実施結果の項目及び3. 誓約事項の一部項目が従前の様式から抜けていたため追記</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
別紙 VN-S1-1 ベトナム向け輸出水産食品の羽田空港における衛生証明書の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文1. 関連要綱に基づく手続の対象範囲が関東信越厚生局管内の施設であることを明確化</li> <li>・別添2 輸出入・湾港関連情報処理システム(NACCS)による衛生証明書発行申請における委任の手続を追記</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
別紙 HK-A2 香港向け輸出豚肉及び家きん肉の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文、別紙登録書、別紙様式2 他の要綱との間での文言の統一</li> <li>・別紙様式1 宛先の特別区長を削除</li> <li>・別紙様式8 他の要綱との間での文言の統一</li> </ul>
別紙 MO-A3 マカオ向け輸出家きん肉の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文、別紙様式1、2及び3で「申請」等の文言の統一</li> </ul>
別紙 MY-A1 マレーシア向け輸出牛肉の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 8 年次報告と更新手続き年次報告書が1年ごとに必要であること、年次報告書様式は厚生労働省より最新の様式を入手することを規定</li> <li>・別紙様式5 「申請」等の文言の統一</li> </ul>
別紙 MX-A1 メキシコ向け輸出牛肉等の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙様式5 「申請」等の文言の統一</li> </ul>
別紙 MX-S1 メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文4(2) 証明書発行機関リストの掲載場所を農林水産省ホームページに修正</li> <li>・本文5(6) 証明書発行停止の公表場所を農林水産省ホームページに修正</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
別紙 RU-S1 ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文3(輸出手続の概要) 削除</li> <li>・本文3(施設の認定手続等)(1) 認定施設の要件を修正</li> <li>・本文3(施設の認定手続等)(2) 施設認定申請について、重複する記載を削除</li> <li>・本文3(施設の認定手続等) 認定施設の定期確認に係る規定の修正(都道府県等衛生部局による1年に1回以上の認定要件の確認規定の削除)</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 5（証明書の発行）（1）エ及び（4） 証明書の発行手続に必要な添付書類の追加及び証明書の返却等の手続の修正</li> <li>・本文 6（その他） 食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課が実施する違反食品への対応等について修正</li> <li>・別添 3 輸出入・湾港関連情報処理システム（NACCS）による衛生証明書発行申請における委任の手続を追記</li> <li>・別紙様式 1、2 及び 3 他の要綱との間での文言の統一</li> <li>・別紙様式 7 3. 1「登録」から「認定」へ修正</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
別紙 ZZ-L1 酒類に関する輸出証明書の発行要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 2（3）本文を修正</li> </ul>
別紙 ZZ-A1 輸出食肉製品の取扱要綱（シンガポール及び台湾向け）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文、別紙様式 3 及び 4 名称変更 （旧）輸出食肉製品の取扱要綱 （新）輸出食肉製品の取扱要綱（シンガポール及び台湾向け）</li> <li>・本文 1 以下の修正 （旧）輸出国別 （新）輸出先国別</li> <li>・本文 6（3）以下の修正 （旧）その旨を通知すること。 （新）その旨を連絡すること。</li> </ul>
別紙 ZZ-01 輸出証明書発給システムについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 5 及び 6 以下の修正 事業者 ID→ユーザーID 愛がん動物用資料→愛がん動物用飼料</li> </ul>
別紙 ZZ-02 食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 4 - 5 証明書の発行対象外として水産物が残っていたので、発行対象とするために削除</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
別紙 ZZ-04 政府間の取り決めによらない輸出国向け輸出食品の取扱要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 他の機関等が行う同趣旨の証明書の発行を妨げるものでない旨を追記</li> <li>・その他所要の修正</li> </ul>
別紙 ZZ-F1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文 4（3）⑤ 括弧書きを削除</li> </ul>

輸出飼料等に関する自由販売 証明書の発行要綱	
別紙 ZZ-S1 輸出される水産物に関する都 道府県等による証明書の発行 要綱	・第5の1(2) 括弧の数が合っていない ため1つを削除